

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年3月27日（令和7年（行情）諮問第398号）

答申日：令和8年2月6日（令和7年度（行情）答申第900号）

事件名：「処分説明書」（特定刑事施設保有）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）ないし（3）に掲げる3文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2（1）ないし（3）に掲げる3文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件請求文書1につき、本件対象文書1を特定したこと及び本件対象文書につき、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月19日付け仙管発第1202号（以下「本件開示決定通知書」という。）により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、意見書は、諮問庁に閲覧させることは适当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

（1）仙管は同じ内容に対して2度も開示決定通知書を送り付けてイタズラを繰り返し、国民の税金を無駄使いし、封筒、コピー用紙、郵送代金、特定記録代金を不正に使用している。

これは明らかな不適切会計であり、開示請求者に対しての嫌がらせであるから、中止しなければならない。

（2）本件開示決定通知書の記1（1）本件対象文書1については1件しか開示せず他を開示しないでいる。

また内容を「処分内容」が捨てる等しかでていなく消しすぎであり、何を何故に捨てたかは本人の特定にならないし、個人情報に触れる訳で

ないため、氏名、事件発生年月日、階級を消した上で発生した場所を開示できるはずであるから、この決定を取り消し、開示部分を増やすよう求める。

- (3) 本件開示決定通知書の記1(2)及び(3)の本件対象文書2及び本件対象文書3の開示は塗り潰す場所を間違っている。

年齢の左側を開示しているが、逆に年齢の左側を開示している方が少しは特定できるというもので年齢を消して逆に(死因)だけを公表すべきである。

死因だけで個人の特定は出来ないし、たとえば「脳血栓」「脳梗塞」だけでは個人情報ではなくただの病名であるし、なんら問題はない。

同じく(司法解剖の実施の有無)についても「有か無し」だけの問題であり、解剖の中身を開示せよと個人情報の奥に踏み込んでいる訳ではない為、何んら問題はない。

- (4) 特定刑事施設Bでの死傷事件に反省することなく、令和4年にもまた特定刑事施設Bでの受刑者に対しての暴行や傷害が発生していること、特定刑事施設Aでも傷害事件等が発生しており、全国の刑事施設で同じことが発生している以上は、各刑事施設は受刑者の「死亡報告書」に対して最低限度の事件性がないことを証明しなければならず、(死因)と(司法解剖の有無)(外傷の有無)は開示しても個人の特定にはいたらない為、開示決定を取り消した上で、一部の開示決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和5年4月26日受付行政文書開示請求書(以下「本件開示請求書」という。)により、本件請求文書を含む複数の行政文書に係る開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件請求文書に合致する行政文書として、本件対象文書を特定した上で、本件対象文書についてその一部を不開示とする決定(原処分)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、処分庁が、本件請求文書1に合致する行政文書として本件対象文書1を特定したことに不服があり、また、不開示とされた部分の一部(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めているものと解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分に至る経緯等について

- (1) 審査請求人は、本件開示請求書により、本件開示請求を行った。
(2) 処分庁は、法10条2項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長(令和5年6月2日付け仙管発第945号「開示決定等の期限の延長について(通知)」により審査請求人に通知。)を行った上で、同年5月15日付け求補正書及び同月25日受付回答書を踏まえ、本件請求文書に合致する行政文書として本件対象文書を特定し、同年6月22日、本

件対象文書についてその一部を不開示とする決定を行い、同日付け仙管発第1053号行政文書開示決定通知書（以下「訂正前の通知書」という。）をもって審査請求人に通知した。

- (3) 処分庁は、訂正前の通知書に誤記を認めたことから、令和5年7月19日、改めて原処分を行うとともに、本件開示決定通知書及び同日付け「行政文書開示決定通知書に係る訂正について」と題する書面をもって、審査請求人にその旨を通知した。

3 原処分の妥当性について

- (1) 本件請求文書1に合致する行政文書として、本件対象文書1を特定したことについて

ア 本件開示請求を受け、処分庁担当者は、本件請求文書1に合致する行政文書を特定すべく探索したところ、本件対象文書1の他に、本件請求文書1に合致する行政文書を保有している事実は認められなかった。

イ また、本件審査請求を受け、処分庁において、再度の探索を行い、文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等についても探索したが、上記探索結果を覆す行政文書の存在は確認できなかった。

ウ なお、審査請求人は、審査請求書において、「本件対象文書1については1件しか開示せず他を開示しないている。」として、本件対象文書1の他にも該当文書が存在する旨主張する。

この点について、「処分説明書」とは、懲戒処分の事由を記載した説明書であり、国家公務員法（昭和22年法律第120号）89条1項の規定に基づき、懲戒処分の対象となった職員に対し、当該処分の際、交付しなければならないとされている書面であるところ、特定年度Aに特定刑事施設Aにおいて処分説明書の交付を必要とする懲戒処分事案が本件1件しか発生していないことによるものである。

- (2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 本件対象文書1に係る本件不開示部分について

(ア) 審査請求人は、本件対象文書1において不開示とされた部分のうち、氏名、事件発生年月日及び階級を除く部分（以下「本件不開示部分1」という。）を開示するよう求めているところ、当該不開示部分には、被処分者の所属部課、職務の級及び号俸、処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、国家公務員倫理法第26条による承認の日、刑事裁判との関係（起訴日）、国家公務員法第85条による承認の日、経歴並びに処分の理由（非違行為の行われた場所及び非違行為の詳細等）が記載されており、これらの情報は、全体として、当該被処分者に係る、法5条1号本文に規定される個人

に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、懲戒処分については、平成15年11月10日付け総参-786人事院事務総長通知「懲戒処分の公表指針について（通知）」（以下「人事院通知」という。）に基づき、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち免職又は停職である懲戒処分については公表するものとされているところ、本件対象文書1に係る事案については、報道機関に対する公表等がなされていないことから、同号ただし書イには該当しない。また、当該不開示部分に記載された情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとはいえないことから、同号ただし書ロにも該当しない。さらに、被処分者が特定刑事施設Aの職員であったとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

(ウ) また、法6条2項により更に開示すべき部分の有無について検討すると、懲戒処分に関する情報は、上記のとおり、個人の資質、人格又は名誉等に密接にかかわる当該職員固有の情報であり、当該被処分者の氏名等の個人識別部分を除いたとしても、他の情報と照合することにより、被処分者の同僚、知人、その他関係者には、当該被処分者を特定する手掛かりとなり、その結果、非違行為の具体的詳細等、当該被処分者や関係者にとって、他者に知られたくない事実が明らかになるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示の対象とすることは相当でない。

イ 本件対象文書2及び本件対象文書3に係る本件不開示部分について
(ア) 審査請求人は、本件対象文書2及び本件対象文書3において不開示とされた部分のうち、「死因」の欄に記載された情報並びに「参考事項」の欄に記載された情報の中の「2 司法解剖実施の有無」及び「4 行政検視（3）検死結果（外傷の有無）」（以下「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1と併せたものが「本件不開示部分」である。）に記載された情報を開示するよう求めているところ、これらは、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができることとなる情報を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するものと認められることから、法5条1号に規定される

不開示情報に該当するといえる。

(イ) 次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、不開示部分に記録された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないので、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロに該当する事情は認められない上、同号ただし書ハにも該当しない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、開示決定通知書2通（訂正前の通知書及び本件開示決定通知書）を発出したことは、開示請求者に対するの嫌がらせである旨主張するが、その経緯は上記2のとおりであり、処分庁が訂正前の通知書に誤記を認めたことから、改めて原処分を行うとともに、本件開示決定通知書を発出したことに不当はない。

4 原処分の妥当性について

以上のとおり、処分庁担当者において十分に探索を尽くした上で、本件請求文書1に合致する行政文書として、本件対象文書1を特定し、また、処分庁において、本件不開示部分について、法5条1号に規定される不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和7年3月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月18日 | 審議 |
| ④ | 同年5月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和8年1月30日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書1について、本件対象文書1の外に該当する文書があるとし、本件対象文書について、本件不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書1の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書1の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書1の探索の範囲等について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

処分庁は、本件請求文書1に合致する行政文書を特定すべく、特定刑事施設A担当者をして、これを探索させたところ、本件対象文書1の外に、本件請求文書1に合致する行政文書を保有している事実は認められなかった。また、本件審査請求を受け、諮問庁において、再度、処分庁担当者をして、特定刑事施設A担当者に文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等を探索させたが、同様の結果であった。

- (2) これを検討するに、上記(1)の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。
- (3) 審査請求人は、本件対象文書1以外の本件請求文書1に該当する文書の存在について、具体的な根拠を示しているわけではなく、他に当該文書が作成又は取得されたことをうかがわせる事情も認められない。
- (4) そうすると、特定刑事施設Aにおいて特定年度Aに発生した処分説明書の交付を必要とする懲戒処分事案は、本件対象文書1に記載されている1件のみである旨の上記第3の3(1)ウの諮問庁の説明は、否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。
- (5) したがって、特定刑事施設Aにおいて、本件対象文書1の外に本件請求文書1に係る開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書1を特定したことは妥当である。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の見分結果を踏まえ、以下検討する。

(1) 本件不開示部分1について

ア 本件対象文書1は、特定の被処分者に対し、特定刑事施設Aにおいて行われた懲戒処分(以下「本件懲戒処分」という。)に係る処分説明書(1枚)であり、①当該処分に対する不服申立て等について説明した「(教示)」欄のほか、②処分者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名、官職並びに級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法第26条による承認の日、刑事裁判との関係(起訴日)及び国家公務員法第85条による承認の日並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄で構成されている。

このうち、本件不開示部分1は、「2 被処分者」欄の氏名及び官職並びに「3 処分の内容」欄の事件発生年月日の記載を除く不開示部分であると認められる。

イ 本件対象文書1には、被処分者の非違行為の内容並びにこれに対する処分の種類及び程度等が、当該被処分者の氏名、所属及び官職等とともに記載されていることから、当該文書に記載された情報は、全体として当該被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報で

あって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ウ 法5条1号ただし書イ該当性について

諮問庁の上記第3の3(2)ア(イ)の説明は、要するに、本件懲戒処分については、人事院通知における公表対象に該当しないため、公表されておらず、本件不開示部分1は、法5条1号ただし書イに該当しないという趣旨に解される。

当審査会において、人事院通知の内容と本件対象文書1の内容を対照したところ、本件懲戒処分は、人事院通知における公表対象には該当しないと認められる。諮問庁の上記第3の3(2)ア(イ)の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件不開示部分1に記載されている情報が、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されていると認めるべき理由はない。

したがって、本件不開示部分1は、法5条1号ただし書イに該当しない。

エ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分1は、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、被処分者は公務員であるが、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえ、本件不開示部分1が、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

オ 法6条2項の部分開示の可否について

本件不開示部分1は、これを公にした場合、被処分者の同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、同項による部分開示をすることはできない。

カ したがって、本件不開示部分1は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 本件不開示部分2について

ア 本件対象文書2及び本件対象文書3は、被収容者が死亡した状況等について、特定刑事施設Aの長が、矯正局長及び仙台矯正管区長宛てに、報告を行った文書であり、おおむね①「氏名」欄、②「生年月日」欄、③「入所年月日」欄、④「罪名、刑名、刑期」欄、⑤「死亡年月日時」欄、⑥「死因」欄、⑦「死亡に至る経緯」欄及び⑧「参考事項」欄で構成されていると認められる。また、このうち、⑧「参考事項」

欄には、おおむね「1 司法検視の有無」、「2 司法解剖実施の有無」、「3 行政解剖、病理解剖等の司法解剖以外の解剖を行った場合は、その状況」、「4 行政検視」、「5 遺体の措置、引取り状況」及び「6 遺族感情について」等が記載されていると認められる。

このうち、本件不開示部分2は、⑥「死因」欄並びに⑧「参考事項」欄の「2 司法解剖実施の有無」欄及び「4 行政検視」欄の外傷の有無に関する部分の記載内容であると認められる。

イ 本件対象文書2及び本件対象文書3は、特定刑事施設Aにおいて被収容者が死亡した状況等が、当該被収容者の氏名、生年月日及び年齢等個人を識別できる情報を含む形で記載されていることから、当該文書に記載された情報は、被収容者に係る被収容者死亡報告ごとに、全体として、当該被収容者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

ウ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、本件不開示部分2は、これを公にすると、当該被収容者の知人などの関係者にとっては、被収容者をある程度特定することが可能となり、その結果、個人の死亡に関する機微にわたる情報が当該関係者に知られることとなり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示をすることはできない。

エ したがって、本件不開示部分2は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、本件請求文書1につき、特定刑事施設Aにおいて、本件対象文書1の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書1を特定したことは妥当であり、本件対象文書につき、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

- 1 本件請求文書（本件開示請求の補正の過程において、審査請求人が記載した請求内容）（いずれも特定刑事施設A保有）
 - （1）本件請求文書1 特定年度A「処分説明書」
 - （2）本件請求文書2 特定年度B「被収容者死亡報告」
 - （3）本件請求文書3 特定年度C「被収容者死亡報告」

- 2 本件対象文書
 - （1）本件対象文書1 特定年度A「処分説明書」（特定刑事施設A保有）
 - （2）本件対象文書2 特定年度B「被収容者死亡報告」（特定刑事施設A保有）
 - （3）本件対象文書3 特定年度C「被収容者死亡報告」（特定刑事施設A保有）